

容器包装リサイクル法の見直し

～自治体の現状と課題～

松山市

1. 松山市の現況

- (1) 収集方法、選別保管施設の状況
- (2) 再商品化実績量と落札状況

2. 容器包装リサイクル法に対する取組

- (1) 紙製容器包装
- (2) プラスチック製容器包装・ペットボトル
- (3) 品質検査への対応・拠出金の取扱い

3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

- (1) 周知・啓発方法
- (2) 排出状況

4. 現状における課題

5. 要望事項

1. 松山市の現況

(1) 収集方法、選別保管施設の状況

人口・合併時期

約51万7千人 (約23万世帯)

- 平成17年1月1日に、旧北条市・旧中島町と合併
- 旧中島町は、合併前の分別区分を継続

収集・運搬

直営 + 委託

収集袋

大きさ・色指定のみ / 市販のごみ袋を利用

選別・保管

施設：民間2社 / 選別保管業務：委託

- ガラスびんの選別保管施設は、市施設で実施(旧中島町)

協会ルート利用

* 平成12年10月～

- 全市域の「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」
- 旧中島地域の「ガラスびん(無色・茶色・その他の色)」
 - プラスチック製容器包装の市町村負担分は「独自ルート」処理
 - 旧松山・北条地域のガラスびんは「独自ルート」処理

1. 松山市の現況

(2) 再商品化実績量と落札状況

- プラスチック製容器包装約4,900トン、ペットボトル約1,200トンを引渡し
- 近年は、保管施設ごとでリサイクル手法が異なる

プラスチック製容器包装及びペットボトルの再商品化実績量 (※協会ルート分)

単位:t

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
【参考】収集量 (プラ+PET)	8,706	7,901	7,586	7,542	7,531	6,999	7,061
プラスチック製容器包装	5,252.45	6,070.93	4,998.79	5,081.23	4,824.45	4,784.83	4,923.55
ペットボトル	896.46	952.08	505.15	948.94	1,033.04	1,146.70	1,218.18

分別変更

PET:半年分

分別変更

プラスチック製容器包装の落札状況(経年)

		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
プラスチック製 容器包装	施設A	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	ケミカル	マテリアル	マテリアル
	施設B	マテリアル	マテリアル	マテリアル	マテリアル	ケミカル	ケミカル	ケミカル	ケミカル

2. 容器包装リサイクル法に対する取組

(1) 紙製容器包装

現在の分別方法

「紙類(本類・雑がみ)」で収集。一部(*)を「可燃ごみ」で収集。

(*) リサイクル困難なもの、リサイクルに適さないもの

紙類(本類・雑がみ)

- 紙箱
- 包装紙
- 紙袋

行政回収した「本類・雑がみ」のうち、紙製容器包装は約15%

可燃ごみ

- 食品や洗剤が直接接触しているもの
- 内側が白色以外の紙パック
- 紙コップ

- 「雑がみ」は、本や雑誌に挟むか、紙袋に入れて排出

紙製容器包装の分別に取組まない理由

- 独自ルートが確立されている。(他の紙類を含め売却、**市の財源**に。)
- 協会の示す分別基準を満たすためには、分別変更が必要。
- 新たな費用負担が発生する。(収集後の選別・保管、圧縮等)

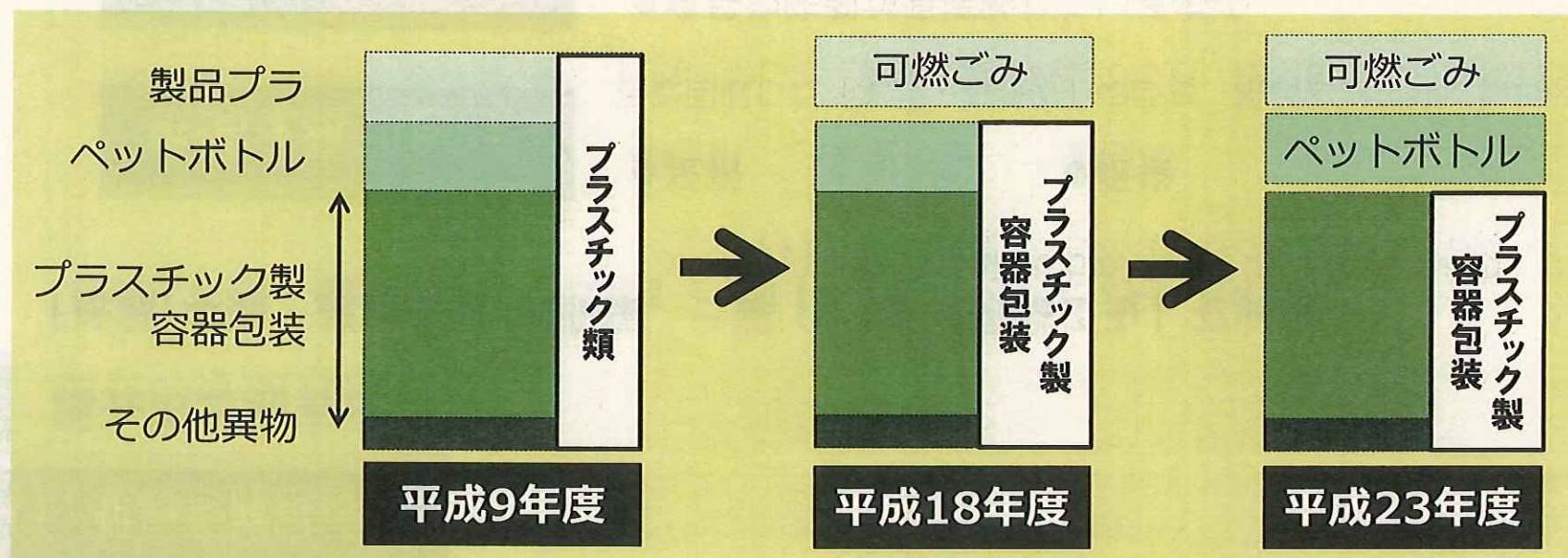
2. 容器包装リサイクル法に対する取組

(2) プラスチック製容器包装・ペットボトル

分別変更の変遷

※中島地域を除く

容器包装廃棄物の増加、品質改善に向けた対応、抛出金及びペットボトル売却益の確保等を背景に、より効率的で安定した中間選別を行うべく、排出段階での分別変更を行ってきた。



- 平成9年度から「プラスチック類」として分別収集を開始

中間選別により「プラスチック製容器包装」「ペットボトル」を分別。

(*「製品プラ」は不適物として焼却処理、平成18年度以降は「可燃ごみ」で収集)

2. 容器包装リサイクル法に対する取組

(3) 品質検査への対応及び状況・拠出金の取扱い

品質検査への対応及び状況

容器包装比率		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
プラスチック製 容器包装	施設A	D	A	A	A	A	A	A
	施設B	D	B	D	D	A	A	A
ペットボトル	施設A	B	B	B	B	D	A	A
	施設B	B	B	B	B	D	A	A
禁忌品		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
プラスチック製 容器包装	施設A	D	D	D	D	A	A	A
	施設B	D	D	A	D	A	A	A

- 分別変更による
中間選別の効率化・品質の向上
- 委託業者への指導（収集・選別保管）
- 定期的な品質調査の実施
- 市民への分別徹底の指導・啓発
- 医療系廃棄物の適正処理の周知

拠出金の取扱い

● 予算への計上

予定数量を元に協会が示す数式を用いて、当初予算に計上

● 受入方法

「塵芥収集費 雑入」で受入（* 予算書上は「容器包装リサイクル事業」に充当）

3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

(1) 周知・啓発方法

分別説明会の実施

- 平成18年度変更時：約 800件
- 平成23年度変更時：約 300件 他
- 集積場所での指導、状況調査など

印刷物・広報媒体の活用

- 全戸配布する印刷物での対応
- **分別区分やターゲットに特化した印刷物**の作成
(単身者、外国人、高齢者、小学生など)
- 広報枠を活用した**クイズ形式**での啓発

ごみの出張講座の実施、イベントへの参加

- **3Rの優先順位について**：ごみ分別よりも大切なこと
- ブース出展による「ごみの分別クイズ」



3Rとは → **ごみをへらす「あいことば」**

リデュース Reduce
●ごみをへらす / ごみが出ないように工夫する

リユース Reuse
●くりかえし使う

リサイクル Recycle
●再生利用(さいせいりよう)する
(つかいおわたものを「しげん」にうまれかわらせて、またつかうこと)

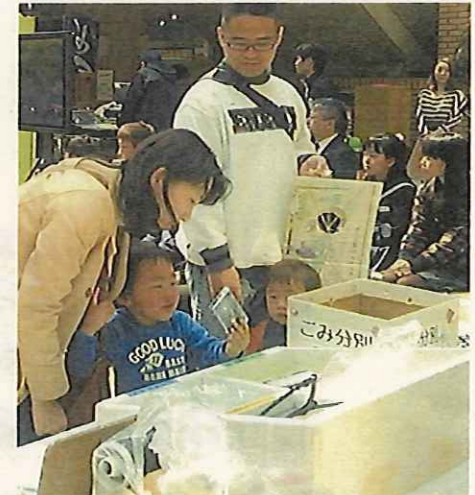
【学校では習って知らないかもしれないことです。】

あ!!? どの「あいことば」も、とっても大切なんだ。でも、この3つのことばには、順番(じゅんばん)があるよ。3つのなかでいちばん大切なのはどれだと思う?

3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

(1) 周知・啓発方法 (事例)

印刷物では、識別表示と具体的な品目名を、
広報テレビやイベント、小学校での学習時には、
ごみのサンプルを用意し、周知・啓発を行っている。



見て読んで納得！ これでもう間違えない！！

家庭ごみ プラスチック製容器包装の分別

分別／ごみ出しのポイント！

- このマークのものだけを分別
- 無色透明袋で出す (レジ袋は使用不可)

ルール違反していませんか？

① プラマークの表示は、必ず表示されているものだけを分別してください。表示のないものは、燃やします。

② マークの裏面を見よう。裏面に「燃やします」とあるものは、燃やします。

例：燃やさないプラスチック (分別)

例：燃やしますプラスチック (燃やします)

お問い合わせ先
松山市役所清掃課まで！ 089-921-5516
setso@city.matsuyama.shimane.jp

分別／ごみ出しのポイント！

➤ このマークのものだけを分別

➤ 無色透明袋で出す (レジ袋は使用不可)

自分のおこづかいで考えてみよう

ごみをしよりするには、
とてもたくさんのお金がかかることがわかりました。

今日からは、みんなにも
ひとひひとりが出したごみの分だけ
おこづかいからお金をだしてもらおうよ。

って言われたら、
あなたは どうしますか？

何か気づくことはある？

プラスチックの ・スプーン ・フォーク ・ハンガー	・シャンプーの ボトル ・たまごパック

可燃ごみ？

プラスチック製
容器包装？

3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

(2) 排出状況 ～市側の視点～

問合せ時に市が案内する方法は、大きく 3 種類に分かれる。

識別表示

用途

商品

- 排出者以外の第三者が判断できないような「もの」に対する現場の混乱
表示のできないもの、誤表示、表示箇所が分離されたうえに用途不明なもの、
同じ素材でも、用途により法対象となる場合とならない場合があるもの等があり、
地域のごみ当番、収集・中間選別業者、市職員各々、判断困難な事例が見られる。

よくある問合せ

- 表示に関すること（誤表示、表示の大きさ、表示箇所など）
- 中身の残ったもの、汚れのひどいものの分別
- **法対象と同一素材のものの分別**
(例：収集袋、クリーニング袋、ラップ、**中身を入れて使用する商品** など)

3. 住民への周知・啓発方法と排出状況

(2) 排出状況 ～排出者の視点～

排出者が分別する時の判断基準は、大きく3種類に分かれる。

識別表示

素材(材質)

商品

- 汚れているものの取扱い

古布や残り水で汚れをとりのぞき、
「プラスチック製容器包装」として排出。



排出状況 (H24独自調査より)

特にルール違反の多い集積場所
約100箇所を対象に追跡調査を実施。
約3,800袋のうち、約200袋が違反。

- 入れ替わりの多い集合住宅と
地域との共同利用の場に多い問題。



製品プラ混入



分別されていない

4. 松山市における課題

収集・選別保管に関すること

- 民間施設での運用による限界（例：選別ラインの改造など）
- 排出段階での分別変更による排出者の混乱・負担増、収集コスト増
- 中間選別の段階で判断困難な品目の取扱い

周知・啓発に関すること

- 社会人に向けた周知・啓発
 - 自治体が最も生の声を届けるべき年齢層だが、実際には最も届きづらい年齢層である
 - 勤め先が特定事業者該当する場合も少なくない
 - 事業系の排出ルールとの違い
- 学生を含む転入者の分別マナーの改善
 - 自治体により分別ルールが異なる / 会社や学校での分別と異なる
- 高齢化への対応
 - 識別表示の大きさ / より分かりやすいルールづくり

5. 要望事項

子どもから高齢者まで、誰もがより理解しやすい仕組みを希望する。

識別表示に関すること

- 誤表示への速やかな対応及び対応状況の公表
- 表示の拡大

法の対象範囲の見直し・役割分担に関すること

- 容器包装と同一素材のものを法の対象とすること
 - 収集袋、クリーニング袋、ラップ、中身を入れて使用する容器など
- 各々の立場での周知・啓発の強化・連携

引取基準の見直しに関すること

- 品質検査時の引取基準の緩和（手法に応じた基準の設置など）

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 日本経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 日本経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 日本経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 世界経済の発展と日本の経済 (1975年) ●

● 日本経済の発展と日本の経済 (1975年) ●